

第2回品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会

日時：令和5年7月26日（水）14:00～16:00

場所：品川区役所 第二庁舎6階261会議室

出席：9名

欠席：1名

傍聴：2名

1. 委員名簿の更新について
2. 第1回会議録要旨の確認について
3. ジェンダー平等を推進するための基本的な考え方について（たたき台）
～ 基本理念、各主体の役割、取組・推進体制等について ～

■事務局

皆様こんにちは。

本日は大変な暑さの中、区役所までお越しいただきましてありがとうございます。

第2回ジェンダー平等の推進に関する検討委員会の次第に入ります前に、事務局より、本日の配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認願います。

（資料の確認）

では、委員長、会議の進行をよろしくお願いいたします。

■委員長

それでは第2回品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会を開催いたします。

本日は1名の傍聴者の方がいますので、これを許可したいと思います。よろしいでしょうか。

（一同異議なし）

異議がございませんので、傍聴を許可いたします。それでは、議事に入りたいと思います。

はじめに、次第にはございませんけれども、本日が初めての顔合わせとなる委員の方から自己紹介をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

（委員自己紹介）

■委員長

ありがとうございました。

それでは改めて、こちらのメンバーで検討を進めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

1. 委員名簿の更新について

■委員長

それでは、次第の「1. 委員名簿の更新について」です。

委員の一人から旧姓を使用したいというお申し出がございましたので、本検討委員会での旧姓の使用を認めたいと考えております。

資料1として、お手元に旧姓に修正した名簿をお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。

2. 第1回会議録要旨の確認について

■委員長

次に、「2. 第1回会議録要旨の確認について」です。

資料2ですが、あらかじめ皆様のお手元に議事録の案をお送りさせていただきましたので、それぞれご自身の発言内容に修正がなければ、お送りした形で区ホームページに掲載したいと思っております。修正のある方がいらっしゃいましたら、お申し出いただければと思います。いかがでしょうか。

(異議なし)

はい。ありがとうございます。

■委員

すみません。ざっと読んだので、きちんと記憶していないのですが、どこかに「家内」という、家の内、家内という発言があったように記憶していて、それでこのままスルーして区民が見ていいのかなと思ったので。どことは覚えてないのですが、ざっと読んだときにアンテナに引っかかりました。

■事務局

ただ今ご指摘いただいた部分につきましては、改めて事務局のほうで確認いたしまして、修正の結果を委員長のほうに確認させていただく形でよろしいでしょうか。

■委員長

はい、わかりました。それでは、確認をした後に区ホームページに会議録を掲載させていただきます。

3. ジェンダー平等を推進するための基本的な考え方について（たたき台）

～ 基本理念、各主体の役割、取組・推進体制等について ～

■委員長

それでは、次第の「3. ジェンダー平等を推進するための基本的な考え方について（たたき台）」ですが、これにつきまして事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

では、私のほうから20分ほど時間をいただきまして、資料3と資料4、それから参考資料について、あわせて説明をさせていただきます。

まず、資料3、ホチキスどめのA3の資料をご覧ください。1枚目の青色を基調としているものです。

1枚目につきましては、第1回でお出しした基本的な考え方について、皆様のご意見を反映したのになります。

内容については、前回お話ししたものと重なる部分もございまして、修正点に絞って説明をさせていただければと存じます。修正した箇所は赤字で表記しております。

なお、最初にお伝えしておきたいのが、第1回で大変たくさんの多くのご意見をいただきまして、ありがとうございます。本日の資料にすべてを反映し切れていないのですけれども、意見につきましては、反映していないものは反映しないと決めたわけではなく、事務局として、資料にどう表していけばよいかまだ迷っている部分がございます。それについても、これから説明の中でお話をさせていただきますので、本日また議論を深められればと考えております。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、基本的な考え方というのを基本理念に変更いたしました。

一つ目の青丸、人権侵害の根絶につきましては、こちらは配偶者暴力の「配偶者」の定義について、婚姻関係にある者だけではないのではないかというご意見をいただきましたので、婚姻の関係にある者のみならず、事実婚、それからパートナー、交際相手である方、またはあった方、現在進行形と過去形を含む形で定義してまいりたいと考えております。

また、女性のエンパワーメントの実現が二重線で消されておりますけれども、前回お出ししたときには、その下4つ、多様な生き方の選択から性と生殖に関する健康と権利の尊重までを女性のエンパワーメントの実現としてカテゴリ付けておりました。ですが、ここに書かれている内容は女性だけに限らないのではないかと、女性の活躍には男性の活躍も不可欠といったご意見がございましたので、この括りを外しました。

そして、丸の6つ目、ジェンダー平等と多様性を尊重する社会を支える教育のところでは、メディア・リテラシーについてのご意見がございましたので、改めて整理をいたしまして、「多様なメディアが伝える様々な情報を無批判に受け止めるのではなく、主体的に読み解き、取捨選択したうえで適切に利用して発信する能力および多様なメディアを通じて意思疎通する能力」として記載をしております。

下から二つ目の丸、性的指向と赤字のジェンダーアイデンティティのところですが、前は性自認（ジェンダーアイデンティティ）と表記をしておりました。こちらは、法務部門とこの間整理をしてきたのですけれども、本年6月23日に公布されました「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」にて、ジェンダーアイデンティティとして定義をされており、性自認という言葉がジェンダーアイデンティティという言葉に置き換わってきたというふうに認識をしております。

区のほうでは、これまで啓発事業や研修で性自認という言葉を用いておりましたので、また、漢字のほうがより多くの区民に伝わりやすいのではとの観点から、条例でも性自認という言葉が使えないかどうか整理をしてまいりましたが、こちらは関連の法律が国会で成立し公布された以上、やはりジェンダーアイデンティティという言葉を使わざるを得ないのではないかとというのが、整理してきた中での見解でございます。

それから、2つ目、紫色の禁止事項につきましては、こちらはご意見の中で、配偶者暴力、ハラスメント、性別等を理由とした差別等の人権侵害の禁止に加えまして、個人の性的指向やジェンダーアイデンティティに関して公表を強制すること、または禁止すること、本人の意に反して公にすること（アウトティング）の禁止というのを掲げてまいりたいと考えております。

また、前回いただいたご意見の中でとても大きな考え方が2つあったのですけれども、丸の3つ目、平等な参画機会の確保というところでは、結果の平等について記載できないかというご意見がございました。こちらがまさに今迷っているところで、結果の平等と条例に記載した場合、区内でのあらゆる事象にどう結果の平等を求めていくのか、またいけるのかが課題だなと考えております。

結果の平等というところでは、関連してさらに大きな、公平性、エクイティというご意見をいただいたのですけれども、これも今資料には反映できていないものの1つになりますが、ジェンダー平等をジェンダー公平、ジェンダー・エクイティに変えていくかですとか、根本的に考え方をどう改めていくか、おそらく言葉だけ変えればよいという問題ではないのだろうというふうに受けとめておまして、ここも今とても迷っている部分になります。

今考えておりますのは、条例には前文をつけたいと思っておりますので、その前文に前回または今回いただいたご意見をもとに公平という考え方を表していけないかと、今考えているところでございます。1枚目の説明につきましては以上になります。

2枚目の緑色を基調とした資料をご覧ください。こちらは今回初めてお出しするものになります。ジェンダー平等を推進するための「施策・推進体制」の考え方についての資料です。

左側に各主体の役割ということで、品川区、区民等、教育関係者、事業者等の役割を記載しております。まず区の役割ですけれども、先ほど1枚目に記載いたしました、基本理念に基づき、ジェンダー平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する役割を担います。また、区民等、教育関係者、事業者等、国および他の地方公共団体その他の関係機関と連携し、協力してジェンダー平等を進めてまいります。

区民等の役割につきましては、こちらは前回ご意見いただいたもので、区民等とは「品川区

内に住所を有する方以外に、区内で働く方、区内で学ぶ方、その他区内で活動する方」として定義づけたいと考えております。ジェンダー平等について理解を深め、家庭、職場、学校、地域等においてその推進に努めるとともに、区が実施するジェンダー平等の施策に協力するよう努めていただきたいと考えております。

教育関係者の役割につきましては、区内において学校教育、社会教育その他教育に携わる個人および法人その他の団体を指します。こちらは、ジェンダー平等の推進に関する教育の重要性を認識し、教育を進めていくよう努めるとともに、区民等と同じく、区が実施するジェンダー平等の施策に協力するよう努めていただきたいと考えております。

事業者等の役割につきましては、営利または非営利にかかわらず、区内で事業活動を行う個人および法人その他団体といたしまして、こちらもジェンダー平等について理解を深め、事業活動を行う際は、その推進に努めていただきたいと考えております。

丸の3つ目ですが、「すべての人が、家庭、職場、学校、地域等における活動の調和のとれた生活を営むことができるよう、環境の整備に努める」ということで、ワーク・ライフ・バランスに関連した考え方を入れています。また、事業者も同じく、区の施策に協力するよう努めていただきたいと考えております。

これら4つの役割を規定したうえで、基本理念をさらに施策の段階へとかみ砕いていったものが必要だと考えております。1枚目の基本理念を計画に落とし込みまして、基本的施策として総合的かつ計画的に実施していく、そのように進めてまいりたいと考えております。

基本的施策については、いくつかかいつまんでご説明いたしますが、1つ目の配偶者暴力(DV)、ハラスメント、性別等を理由とした差別等の人権侵害の根絶に向けた施策ということで、こちらに、現在、区の関連事業を記載しておりまして、人権尊重都市品川宣言の周知ですとか、一人ひとりの状況に応じた相談の実施、また、DV相談、被害者の自立に向けた支援体制の整備等がございます。

2つ目は性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた施策ということで、主に男女共同参画センターで講座、講演会を実施しております。

1つ飛びまして丸の4つ目ですが、性別等に関わりなく、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動の調和を可能とするための施策ということで、こちらは区内で所管が多岐に渡りますが、子育て相談、保育等の子育て支援サービスの実施、商業・ものづくり課のほうで実施している創業支援センター等の運営、特に武蔵小山創業支援センターでは、ウーマンズビジネスグランプリなど、女性のチャレンジを応援しております。また、学校では、キャリア教育の実施といったことが行われているところでございます。

1つ飛びまして、学校教育、社会教育その他の教育の場において、ジェンダー平等を尊重する社会を支える意識の形成およびメディア・リテラシーの育成に向けた施策というところでは、現在、学校において市民科での人権教育が実施されております。

最後にその下の丸ですが、多様な性に関する理解の促進と性的指向、ジェンダーアイデンティ

ィティに起因する日常生活上の困難等の解消に向けた施策ということで、本年4月から東京都パートナーシップ宣誓制度の活用などを行っているところでございます。

このような基本的策を行動計画に具体的な事業として定め、総合的かつ計画的に実施していくことが区の役割となってまいります。

次に、3枚目の資料をご覧ください。黄色とピンクを基調とした資料になります。黄色のほうをご覧ください。

区における推進体制ということで、ジェンダー平等の推進に関する取組みの拠点として、品川区男女共同参画センターを想定しております。

またその下、行動計画の策定につきましては、男女共同参画社会基本法では、市町村は計画策定が努力義務となっておりますけれども、区として行動計画を策定していくことを記載しております。また、行動計画につきましては、会議体の意見を聞いて作成することを2つ目の丸に記載しております。会議体の概要については、後ほど触れさせていただきます。

3つ目の多様な参画の促進ですけれども、ここが結果の平等というところと少し重なればという思いもあるのですが、まず丸の2つ目をご覧ください。区の上位計画に総合実施計画というものがございます。区が設置する会議体、附属機関等における女性委員の割合について、令和11年度までに40%を目標としておりますが、令和5年4月1日現在35%となっているところでございます。区の政策に多様な意見を反映するため、区の附属機関における委員の男女、この男女というのは性別またはジェンダーアイデンティティに基づく男女のことを指しまして、その構成について、行動計画に数値を定め、区として積極的改善措置を講じることにより、委員における男女間の均衡を図ってまいりたいと考えているものです。

4つめの審議・検討のための会議体の設置についてですが、ジェンダー平等を推進するため、区長の諮問に応じ、行動計画の評価、変更等について、調査審議をするための会議体を設置したいと考えております。

5つ目の苦情の申出につきましては、区民等から区に対して区が実施するジェンダー平等の推進に関する施策について、苦情を申し出る窓口を設けたいと考えております。

申し出があった際には、必要に応じて先ほどの会議体の意見を聞きながら、区として対応するとともに、苦情の処理にあたっては、申し出た方の情報を保護するとともに、公平かつ適切に行うことが必要だと考えております。

最後に、その他のところです。ピンクの部分をご覧ください。

女性のエンパワーメントという考え方をこちらに入れております。1枚目の基本理念としての大きな括りからは削除したのですが、前回委員長からご案内ありましたように、ジェンダー・ギャップ指数が125位になったということで、下位が常態化している状況にございます。

女性のエンパワーメントのところの2つ目の丸をご覧ください。「区として基本的な施策の実施を通じて、女性、性別またはジェンダーアイデンティティに基づく女性を指しますが、女性が尊厳と誇りを持って、自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機

会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できるよう、女性のエンパワーメントのために必要な支援を行う」との考え方を入れたいと考えております。こちらは、前回、アウトティングの関係で国立市の条例をご紹介いただいたのですけれども、そちらを参照している中で、インスピレーションをいただいたものになります。

2つ目の情報の発信・流通にあたっての配慮というところでは、特にインターネット上での人権侵害を想定しているのですが、「何人も情報の発信および流通にあたって、性別等に起因する人権侵害に当たる表現を用いないよう十分に配慮しなければならない」という考え方を入れたいと考えております。

最後に、「区は、将来の環境および社会的な状況の変化に対応していくため、必要に応じてこの条例の内容を見直すものとする」ということで、社会の変化に応じて、条例の内容を見直していく必要があると考えております。

次に、A4の資料4をご覧ください。

こちらは、やむをえず第1回をご欠席された委員からいただいたご意見となります。本日は、せっかくご本人がいらしてくださっているのです、また後ほどご発言をいただければ大変ありがたいと考えているところでございます。

次に、参考資料ですが、A3大のものです。特別区における男女共同参画・性の多様性についての関連条例制定状況と各区条例の主な特徴です。

こちらの資料は、恐れながらあいにくオーソライズされた資料がございませんでしたので、すべて人権啓発課の独自調べによるものでございます。

こちらは前回、各区の条例がどんなことを定めているかというのが品川区の参考になるのではというご意見をいただきまして、改めて区として状況を整理させていただいたものになります。今後の議論の参考にさせていただければ幸いに存じます。

それから、参考資料として、A4横型の人権尊重都市品川宣言をお配りさせていただきました。前回ご紹介のみでしたが、平成5年に制定された宣言で今年30周年を迎えるところでございます。裏面には法務省が掲げる人権課題17項目についての説明を記載しております。

また、A4横型の『つなごう品川』という広報広聴課が発行している資料ですけれども、こちら条例とは直接関係がないかもしれませんが、品川の歴史・文化について触れるご発言がございました。おめくりいただきまして、4ページ、5ページです。「About Shinagawa (品川区プロフィール)」ということで、品川区の人口総数から区民の定住意向など、区のデータが記載をされております。おめくりいただき、6ページ、7ページには、区の歴史、未来へつながるベクトルとしてタイムラインが記載されております。ちょうどページの分かれ目あたり、1947年が品川区と荏原区が合併して品川区が誕生した年となっております、今現在、2022年までタイムラインが進んできているところでございます。

おめくりいただきますと、次ページからは地域のご紹介になるのですけれども、左側のページの右側に、地域で活躍されている方からコメントをいただきまして、こちらを読んでもいただきますと、品川らしさってお節介というご意見をいただきましたが、皆様、誰かのため

に、困っている方のために何かがしたいという思いがメッセージからあふれてきているのが感じられます。

恐れ入ります、参考資料のうち、『品川区立創業支援センター 品川産業支援交流施設 S H I P』という A 4 縦型の資料をご覧ください。現在区内に 4 創業支援センターと品川産業支援交流施設 S H I P がございます。S H I P が真ん中の写真、大崎と書かれているものになります。

今日この中で特にご紹介したいのが、白と水色を基調にいたしましたパンフレット、『品川区 武蔵小山創業支援センター 総合案内』でございます。

おめくりいただきますと、「あなたの起業～サクセスまでをお手伝いする場です。」と書いてありまして、チャレンジショップやコラボレーションスペースのご紹介がございます。先ほど申し上げたウーマンズビジネスグランプリですけれども、最後のページをご覧くださいますと、「企業プラン発表の場にチャレンジできます。」ということで、様々な写真が載っているのですが、左側のページの「ウーマンズビジネスグランプリ in 品川」ということで、品川区武蔵小山創業支援センターなどが主催する女性のためのビジネスプランコンテストが記載されております。

ウーマンズビジネスグランプリについては、最新の 2023 年のチラシをお付けしております。お聞きいただきますと、今回グランプリを受賞されたのが「日本考古学発祥の地で文化財の新しい保管サービス」をご提案された方でございます。

大変長くなりましたが、資料 3、4 と参考資料について、便宜上私のほうから説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

■委員長

ありがとうございました。以上で事務局からの説明が終了したわけですが、本件につきまして、ご質問・ご意見等がございましたら、挙手をお願いします。自由にご意見をいただければと思います。

■委員

たくさん聞かせていただいて、なるほどそういう意図があったのだというのが何かすごくしっくりきまして、ありがとうございます。

読んでいて、いくつか質問があるのですが、女性委員の割合について、現状 35% を令和 11 年までに 40% にする。それがどこかという、区が設置する附属機関等と書いてあるのですが、私の理解が足りなくて教えていただきたいのが、この附属機関というのはどういった機関を指しますか。

私の理解だと、日本はジェンダー・ギャップ指数がすごく低くなってしまって、やはり政治のところがすごく大きかったなという記憶があります。例えば、品川区議会議員における割合とか、区役所の職員あるいは管理職における割合とかそういったものが、ジェンダー・ギャップ

プ指数で指摘されている部分で品川区として一番ダイレクトにできるところなのかなと思います。そういった政治色の強い中でできることがあるのであれば、それをより強調していくべきなのかなというのと、現実的に見ると、掲げられる目標では50%というのはやはり難しいという理解であっていますか、というのが2点目です。お願いします。

■事務局

まず附属機関とはというところですが、説明が足りなくて申し訳ございません。例えば、条例で設置されている会議体がいくつかございます。地方自治法を根拠として、そういう会議体を附属機関と呼んでいるのですけれども、介護認定審査会ですとか、まちづくりに関係する都市計画審議会、建築審査会、それから防災会議ですとか、あとは文化財保護審議会などがございます。

こういった会議体の中には、建築審査会ですと、やはり建築技術に関する資格・知識・経験が必要となりますので、男女構成比を追求するあまり資格を持つ方が確保できなくなるのではという懸念があったり、なかなか区としても苦労しているところがございます。

そういう中で、区として5月に庁内に通知を出しまして、今後女性委員の割合をより向上させていくため、例えば地域団体に委員の推薦依頼をしているのであれば、会長が推薦される方ではいかがでしょうかというように、委員依頼上での工夫などを提案させていただいているところです。

政治色という面では、まさに議会がそれに当たりますが、区議会につきましては議会運営を所掌する機関が議会内に設置されておりますので、行政である区が議会に対してクオータ制を導入してくださいとか、そういうことを言えるものではなく、議会と行政はお互い対等ですので、議会は議会として自律的に運営されています。

■委員

ありがとうございます。ちなみに、参考までに区役所の職員の皆さんで何か割合とか、管理職の割合とかってどういったものになっていますか。

■事務局

管理職も部長級ですとか、課長級ですとか様々ある中で、管理職の総数が現在89名いまして、女性の人数が16名です。女性の比率は18%、全体ではそのような状況になっております。

■委員

ありがとうございます。この資料が本当に見やすく、大変な作業だったろうなと思いがら見ておりました。

参考資料の特別区における男女共同参画・性の多様性についての関連条例制定状況を拝見し

ていて、平成27年の渋谷区以降、やはり条例の名称が大きく変わったということを感じております。

まだこの条例の中身とかタイトルは今後ということだったかと思うのですが、見るからに男女共同参画とか男女平等とかジェンダー平等だけでは、救いきれない様々な性の多様性の方々を各区が工夫されて、条例の中に表現されていることがわかりましたので、ぜひ今回の品川区に関しても、このタイトルからもきちんと伝わるように工夫をされる方がいいのかなと、すごく大きなところで感じた視点でございます。

あともう一つは少し細かい視点にはなるのですが、資料3のジェンダーアイデンティティのところですけど、ここは法律ができたり、法律の言葉に合わせて性的指向とジェンダーアイデンティティに変えられたのかなということ、そこは合意したのですが、法律のほうも今ちょうど計画とか指針のほうを作られているところかなと思いますので、おそらく運用上どういうふう言葉を使っていくかってことが、今後その中でも読み解かれていくのかなと思いますので、そちらもウォッチしていくことが大切かなと思いました。

あとその下の禁止事項のところ、アウトティングのことが書いてあります。配偶者暴力、ハラスメント、性別等を理由とした差別等の人権侵害の禁止と書いてありますが、この「等」に含まれること、等にとどめていくのかわからないのですが、どこまで含んでいくのかなということ、少し教えていただければと思います。具体的には、性的指向、ジェンダーアイデンティティも含めて「等」に入っているのか。東京都のほうでも条例ですでに性的指向、性自認に関する差別禁止が含まれていると思うので、そこを教えていただければと思います。

以上3点になります。

■事務局

まさに今おっしゃっていただいたとおり、計画ですとか運用指針がこのあと国のほうから出てくるかと思しますので、そこはきちんと内容を見て、この内容に適宜反映させていくか、または反映しないかを考えていく必要があると思います。

禁止事項の「性別等」というところなのですけれども、この「等」につきましては、資料にきちんと記載をすべきだったのですけれども、性的指向はもちろん、ジェンダーアイデンティティに関することも含めての人権侵害の禁止ということ、うたっていきたいというふう考えております。

■委員

ありがとうございます。そうすると開いてもよいということなのですかね。それとも「等」に含めておきたいみたいなことがあるのかということですか。

■事務局

条例の中で言葉の定義をする部分を設けたいと思っておりますので、冒頭のほうで「性別等」

というのは、生まれもって割り当てられた性別だけではなく、性的指向、ジェンダーアイデンティティも含んでいるのだということを最初のほうにうたいたいと考えております。

■委員

ありがとうございます。あとはその大きな視点での条例に関する渋谷区以降の動きと、品川区もある意味足並みをそろえていくという方針は一緒でよろしいでしょうか。

■事務局

先ほどもご紹介いただいたとおり、確かに渋谷区を境として条例の名称が変わってきているなどというのは本当に一目瞭然でございます。墨田区も今年の4月に条例名称を「女性と男性の共同参画基本条例」から変更いたしました。

区としても、区民にこの条例で何を訴えたいのかということがきちんとわかる、一目で伝わる内容にしていかなければ、せっかく作った意味がないと思いますので、もしよろしければ、この区のこの名称、こんなフレーズがいいじゃないというのがありましたら、実は本日ご意見いただけたらうれしいなと思っておりました。

■委員長

いかがですか？

■委員

いきなり打ち返しですか。

■委員長

何かアイデアがおありかなと思ったのですが。

■委員

そこは他の委員に任せたいと思います。

■委員長

今すぐでなくても、もし会議中に何かいいアイデアがあればご紹介いただければと思います。他に何かご意見・ご質問いかがでしょうか。

■委員

感想に近いのですが、前回のたたき台にありました「女性のエンパワーメントの実現」という言葉が削除されて、もともとは女性のエンパワーメントの括りに入っていた4項目を独立させて、この構成になっているということだと思います。

おっしゃったように渋谷区以降ですね、世の中の変化等、いろんな認識の変化というのに伴って変わってきているということなので、今回19番目に遅ればせながら、ようやく品川区でこうした条例を作ろうということであれば、まさに今の時代を反映したようなタイトルであり、内容が必要なのだろうと思います。

その上で、今一度考えたほうがいいのではないかなと私が個人的に思ったのは、女性のエンパワーメントについて限定的に書くということに対する慎重な見方というのがあるのは理解しつつも、「これそもそも何でやっているのだから」というところ、女性の社会進出の観点と経済・政治分野だと思えますけれども、やはり現状において著しく遅れていて、おそらく区内においても、それがやはり遅れているという現状認識を皆が共有しているからこそ、これをやるわけであって、やはりその意味において女性がマイノリティという状態に置かれてしまっているという現状があると思うのですよね。そのことについて、我々この会議体がどういう提言を区長にしていくのかということが問われていると思います。

なので、女性エンパワーメントというのは削除して、そうではなく、本当にすべての人を包摂したものにするのだというのも1つの考え方だと思います。

ただ、そこはやはりもう一度議論をちゃんとしたうえで、女性あるいはマイノリティといった表現にするのか、あるいはセクシュアルマイノリティとつけるのか、エスニックマイノリティにまで広げていくのかという議論もあると思いますけれども、21世紀も23年が過ぎて、四半世紀が過ぎようという今届けていく、ある種のメッセージを出すということでもあると思います。なので、そこはよく考えて、女性のエンパワーメントとかある種旧いということであれば、それは削除してもいいと思うのですが、私は女性のエンパワーメントという言葉が一番いいかどうかは今すぐにはお伝えできないものの、何らか女性といったようなことを含むような概念も入れないと、何のためにこれをそもそもやっているかということ、ジェンダー平等のためですよね。ジェンダー平等の最大の問題は何ですか。やはり女性の進出の機会が明らかに公正ではない世の中だからやっているのですよね。

まさに先ほどおっしゃいましたけれども、女性の比率が少ない現状は、これが正しくないということがある種の社会のパラダイムとして共有され認識されているからこそ、遅ればせながら今、この会議が開かれているわけであって、そこは忘れるべきではないかなと思います、というのが一番大きく感じたことでした。

それで、平等な参画機会というところで、私は前回発言して、本当にエクイティ、公平公正というところにこだわっていきたいなと思っておりまして、なぜかといいますと、まさにこの大変な労作であるこの資料です。

各区の取組みを拝見していると、やはり各区がそれぞれ知恵を絞った跡が見えるものもあると思いました。例えば世田谷区だと、「多文化共生」が唯一入っているのですよね。やはり品川区としても、こういったことがどこまでできるかということが問われていく中で言うと、平等な参画機会というのは非常に当たり障りのない表現だと思います。ただ、エクイティという考え方や、リンゴ箱に乗って球場のフェンスを越えて見られる人と見られない人という議論

を前回しましたけれども、最近の一つの考え方として出てきているところに照らし合わせるなら、やはり公正性といいますか、公平性といいますか、このウィメンズビジネスグループもすばらしいと思いますが、例えばあるビジネスにおいて機会の平等はあるけれども、それにアクセスできない人もいるというところをできるだけ少なくしていこうよというのは、今の世の中の大きな流れかと思っています。そのあたりをもう少し意識して、半歩進んだというか、そういったことを考えると公平公正といったことを入れるというのも、個人的には非常にすばらしいのではないかなと思いました。

長くなりましたごめんなさい。そんな感じでございます。

■委員長

はい、ありがとうございます。今のご意見について事務局からはいかがですか。

■事務局

はい、ありがとうございます。女性のエンパワーメントをあえて入れた意味というのは、今委員のほうからありましたように、今現在の社会的状況を考えた場合、女性の活躍がなかなか進んでいない現状にあるというのは、男女共同参画センターを所管する部署として、非常に大きな社会課題だと思っています。国だけに任せるのではなく、1自治体からも発信していくことが重要だと考えておりますので、言葉をどうするかという課題はあるのですけれども、この精神が条例全体に反映していくように工夫を図ってまいりたいと思います。

■事務局

若干補足なのですが、今おっしゃられたことが庁内全体の中で話をする機会があったときにもやはり出てきていまして、正しい、正しくないということではないのですが、女性という観点にフォーカスを当てるのではなく、多様性というような観点をあげたほうがいいのではないかという意見でした。ただ、ジェンダー・ギャップ指数もまた後退してしまったということもあるので、今やらなきゃいけないことをしっかり書かないと、焦点がぼけてしまうのではないかという意見も実はありました。考え方によって、正しいとか正しくないとかではなくて、それをどう表現していくかという意味で、いろいろご意見をいただくのがすごくありがたいなというふうに感じています。

今回、我々品川区は後発というか、最後発みたいなのところなのですが、いろんな法律ができてきているのですが、全然進んでいないという状況があります。女性の〇〇的な表現がいかどうかは別にして、そういう観点を入れるのであれば、あえて今だからこそ、遅れているからこそ今、品川区はさらにそれをしっかりしていかなきゃいけない、遅れているのを何とかしたいって思いでつくりましたというような考え方を持っていきたいというのは、課長と話しているところですので、その辺りまたさらにご意見いただくとありがたいなと思っています。どうもありがとうございます。

■委員

今、委員のお話を聞いて、もうまさにそのとおりだなと思いました。

ただ、これは教えていただきたいのですが、名前がどうなるかわからないのですけれども、ジェンダー平等の推進に関する条例をつくるということは、この条例は時限的につくるものなのか、ずっとこれが残っていくものなのかで、例えば人権尊重都市品川宣言なども、結構長いことずっと使っているわけですね。

そうすると、逆に、区が公に打ち出すものの文言というのは、未来のビジョンを示していないといけないかなというふうに思います。

施策を打つのもいいですし、何かつくるのもいいのですけれども、それ自体がわかりやすいことはもちろん大切だし、区が未来に標榜するビジョンみたいなものを表現していくという意味合いもやはり大きいのかなというふうに感じました。

なので、ビジョンを示しつつですね、できるかどうかかわからないのですが、喫緊の課題として例えば女性という観点がまずやらなきゃいけないことなのであれば、ビジョンを示しつつ、喫緊の課題としてこれから始めていくみたいなのはどうか。例えば、先ほどパーセンテージがありましたけれども、そういうような形の打ち出し方というのができないのかなというふうに感じました。

■事務局

はい、ご意見ありがとうございます。この条例につきましては、例えば何年を迎えたから失効するといった時限的なものではなく、未来に残していく条例にしたいと考えております。そういう意味で今委員からいただきました、未来に残るビジョンをきちんと標榜できる条例にしていくというのは大切な考え方だと思っています。

資料の1枚目に「誰もが自分らしくあるために」と、大元になる考え方を入れておりますが、この「誰もが自分らしく」だけでは、条例のタイトルにしたとしても、伝わる方と伝わらない方がいらっしゃるかと思います。

特別区の条例で、先ほど墨田区が条例の名称を変更したと申し上げましたが、この間、生じている社会的な課題をきちんと敏感にキャッチして、条例の名称に反映していくという先達ができただことはこの先の一つの考え方になると思っておりますので、仮に今〇〇条例と定めたからといって、未来永劫この条例の名称のまま動かさないということではないと思っています。

あとすみません、説明が先ほどと重なって恐縮なのですが、資料の3枚目です。右側の端に「変化への対応」というのを入れさせていただきました。将来の環境や社会的な課題、状況の変化に対応していくため、必要に応じて、条例の内容を見直すものとするとしておりますので、ここに名称も含まれてくるのかなと考えております。

■委員

私は女性のエンパワーメントという言葉がどうかかわからないですけど、今まさしくジェンダ

一・ギャップ指数では、政治が一番駄目、次が経済ですよ。日本は健康と教育とか1位ですものね。世界で一番の教育を受けながら、全く活躍できていないというこの現状に目をつぶって、論点を動かして、多様とか誰もがというふうに言ってしまうと、ぼけると私も思うので、きちんと特にとりという形で入れるということには大賛成でございます。

それから、私は感覚的な人間なので、苦情の申出という言い方のところにちょっと何かを感じました。会社経営をしてもそうなのですけれども、よい申立てが普通にできる企業は成長すると考えて経営をしています。モヤモヤしてザワザワして、「ちょっとこれだとうましくないのだけども、制度についてどうにかならない」と、経営者に対して物を申せる企業が進化していくというふうに思っているのですね。そのときに、苦情というスタンスではないのですよね。

うまく言えないのですが、「何かこれ、今うまくいっていないよね」と言って、「あと直してね」というのではなくて、一緒にそれをもとに「じゃあ、どうしたら次はこんなにモヤモヤしないようにできるかね」というふうなステージに行くということがすごく大事で、人権とはまきしくそういう心理的安全があってと言われるわけですよ。

最近よく「私、中身はおっさんですから」と言う女性経営者に会うのですが、「中身はおっさんですから」というのも、かなりのアンコンシャス・バイアスだよねと思うのですが、本人は何かもう「私、女性の味方です」的な感じで言うわけです。そういうときに「あの人、わかっていないよね」と陰で言うのではなくて、「それ聞いて、私すごくびっくりした」とか、「中身おっさんでいいの?」とか言って、「私は自分であって、おっさんだとかいうふうに言いたくないし」と言ったりとかします。

あと「女性に年齢聞くのはあれですよ」とか言われることがあります。自分が講演するときに「女性なので、年齢は言いませんが」とか言われると、もう最初からマイク握って「私、63歳です」とか、「1年1年むちゃくちゃ真面目に生きてきたので、絶対に女性だから聞いてほしくないとか思っていないから」とか。

粒粒なのです。つまり、一人ひとりが粒粒で、みんな受容ラインが違って、OKだったりNGだったりするということを、苦情という形ではなく、でもそのまま我慢するというのではなくて。町内会とかでもるつぼですよ。もうなんかね、アンコンシャス・バイアスのるつぼですよ、町内会って。婦人部とかに行ったらもう、「あなた、旦那さん、どうしているの? よくまあ社長やっているね」とか言われながら、ご飯作ったりするわけで、そういう中に身を置きながらやっているときに、その人がその人らしくなんて言われたって、フワッとしちゃうので、一つひとつに実は女性ってまだそういうのが残っているよというのを残すということと、「あそこは駄目だよ」とかいう駄目出しじゃなくて、「あれ、ちょっと居心地悪いのだけど、どうにかならないかな」という感じで、こう何か出せるっていうところがあるといいな、と。それは苦情という言葉では「苦情を言ったら、区が直してくれるんじゃない?」みたいな依存関係を生むかもしれないなというようなことを思いました。

■委員長

この苦情という言葉についてのご意見がございましたが、事務局からはいかがでしょうか。

■事務局

ご意見ありがとうございます。苦情という言葉が人に与えるイメージであったりとか、なかなか言いにくいなと思わせてしまったりというところとも関係してくるのかなと思いつつ、今ご意見をお聞きしていました。

■委員

結局、敵対するということを内包しているのだと思うのです。苦情という言葉が。よりよい世界を一緒につくるよという感じではなくて、「あなた駄目じゃん。わかってないじゃん」というような感じがするから、私はザワツとしたのかもかもしれません。

■事務局

補足ありがとうございます。苦情という言葉に変えて、こんな言葉で置き換えたほうがいいのかとか、もしありましたらぜひご意見いただけたらありがたいというふうに考えております。

ちなみに、まだ23区すべて調べきれていないのですけれども、調べた限りではやはり苦情という言葉を使っているところが多いですので、安直かもしれませんがこのように出させていたいただいたというところです。

■委員

区の中で、たぶん何だろう、区民からの意見とかそういうのを何となく、内容的には苦情がきつと多いのしょうけれど、苦情という扱いをやはりどの区もしているのだろうな、と。今聞いていて、これは実は行政と市民のアンコンシャス・バイアスのような気がしました。

意見でも改善提案でも、どんな言葉でもいいと思うし、ご意見というのが一番やわらかいかなというようなことを、例えばその行政の言葉の中で日常的に使うようにすると、また変わってくるのか。今回のジェンダー・ギャップとは違う話をしてしまいましたけど、そんなふうに感じました。

■事務局

一つだけ補足よろしいでしょうか。区民からのご意見については、品川区では「区民の声」と呼称しております、ありがたいことに感謝の声をいただくこともございますし、厳しいご指摘の声をいただくこともございます。

区全体としては、一概に苦情ということで捉えてはいないのですけれども、ここからは少し推測も入ってまいります、仮にジェンダー平等という名称の条例であった場合、その不均衡

や不平等が、その方に対してもたらず不利益を訴えるということで、苦情という言葉を使っているところが多いのかなというふうに捉えているところでございます。

■委員

苦情ではない言葉の提案ということで、苦情って本当に重たい言葉だなと思います。なので、この条例自体の考え方として、もちろん含まれてはいるのですが、区民はお客様で、そこから苦情が来るのではなくて、品川区と一緒にこういう区にしていくための条例とか、区民の方々とともにやる条例ということがちゃんと打ち出されていたとしたら、例えば提案とか報告とか、そういう言葉でもいいのかなと思いました。

なので、品川区をよりよくするための提案窓口とか、報告窓口とかそういうことだと思えばよかったら、それだけが独り歩きしてしまうと何のことかよくわからないから、この条例自体がそういう条例なのだよということがわかると、セットでいいかなと思いました。

あと他の委員がおっしゃった、女性ということをきちんと伝えていくという話もすごく大切だと思っていて、いろんなものをひっくるめて、1つ提案できたらって話だったので、仮案で1つお伝えしますが、皆さんでもんでいただければと思います。

「女性や多様な性を尊重することにより、誰もが公平な社会をともに実現するための条例」です。全部入っているではないかみたいな感じですけど。

でも、目的と手段が明確になっていけば、もしかしたらわかるかなと。例えば、女性や多様な性を尊重する条例と言われると、女性や多様な性のみのように聞こえてしまうけれど、それは今ギャップがある人たちが女性や多様な性の方々だから。でも、実現するのは、誰もが公平な社会と言え、それはすごく伝わるかなと思ったのですよね。なので、プロセスや手段のことを語らず、結果目指すものだけの名前の条例にしてしまうと、そこがちょっと伝わりづらいかなと思いました。

もう一度お伝えしますが、「女性や多様な性を尊重することにより、誰もが公平な社会をともに実現する条例」みたいなのがどうかなと思いました。

■委員

今おっしゃったのにすごく賛成で、素晴らしいなと思って聞いていました。

確かにこうやって一覧で目にすることはなかなかないですが、こうやって目にしたうえで聞くと、いろんな意見に対して、別に一部の人たちだけではなくて、最終的には全員ということが言えるし、結構いろんな議論があったものの、結論、とにかくすばらしいなと思いました。

この流れの中で、私の意見として一つ思ったのが、今が令和5年でいろんな議論があって、折角だからホットトピックというか、流れに合ったものを入れるべきではないか、と。私が見聞きしているものが全体を表しているとは全然思わないのですが、私が見聞きしている中でやはりよく見るのは、ジェンダー・ギャップ指数が後退してしまったというので、女性というのが1つホットトピックではあります。

でも、同時に女性に下駄を履かせすぎとかという文句も今のご時世それなりに出てきているのかなという一方で、これをどれぐらい大きく捉えるべきなのかが私も自身もまだよくわかっていないのですが、G-7をきっかけに国でLGBT法が議論されたときに、ネット上ですごく議論になったのは、公共施設の使い方とかに関して、全部認めるのかみたいな、ヘイトにも近いような、意見がすごく多かったなというふうに思っていて、例えば、それに対してどういうふうに品川区は回答するのかというのを明確にすべきなのかどうか、どういうふうに明確にするのが正しいのか。というのが、私もまだ最終のベストな答えがないのですが、回答しないほうが正しいのか、それともそれに対して正しい回答の仕方ができるのであれば、今だからこそできることなのかなあとかというふうに思ったりしました。

条例の内容としてもそうですし、私が見聞きしている範囲内での意見では、やはり渋谷区とかはすごく目立ったなと思っていて、パートナーシップ制度を一番に出しましたというのは、すごく目立ったし、その時期におけるいろんな意見に対する波を作ったという印象がすごくありました。そういう意味では、品川区も、条例はもちろんだし、実際に施策に落とし込んだときに、すごく一步進んだ品川区、なんなら東京都の中で一番に何かしたとかというのがあるよりも印象的で、そのあとに続いてくれる区があるといいなというふうに思います。

まともですが、まずは先ほどの委員の意見が素晴らしかったですとお伝えしたかったです。

■委員

文字数があると思うので、たぶん厳しいと思いますけど、一応長目に言ってみました。

■委員長

少し長いでしょうか。ほかにご意見いかがでしょうか。

■委員

女性に下駄を履かすというのが出ましたが、私はやはり何よりも非正規雇用が多いということが問題だと思っていて、役員の比率を増やすとか、そういうところに目がいってしまうと、実は土台のところが変わってないのに上の綺麗なところだけを、大企業が社外取締役とかで女性役員を増やすみたいなのところに行ってしまうので、やはり非正規雇用をいかになくしていくかというところで、私は103万円の壁だとか、130万円の壁だとかをそのまま温存しておいて、結局、最低賃金を上げろと言われるわけですよ。それであげたら、みんな就業時間を削ってくるわけですよ、その壁の中で働きたくて。そういうジレンマの中に経営者はいます。

そういう中で、女性の活躍と一言で言ってしまうと何か取り違えられてしまいそうで、下駄を履かすことと、実際には非正規雇用の調整弁みたいなところに女性がいて、男性が働いて、女性は補佐をするみたいな感じの所得構造が家庭の中に起きている限り、そういうふうになっているというところにはメスが入らないという、ここが課題だと思うということを言いたい

す。

■委員長

この点について、所管の課長から何かご意見ございますか。

■事務局

委員のご発言の観点が非常に大きいところではあるのですが、雇用されている人全体の中でいうと、確かに役員の比率よりも、普通にパートや非正規で働いている人のほうが圧倒的に多いわけです。ですから、条例などを意識する際には、やはりそういう多数のところを目を向けた施策が必要と思います。

これは私の個人的な感想も含めたところですが、今、政府も最低賃金の問題や、女性の社会進出の問題について検討を進めているものの、やはり省単位の施策検討となり、最低賃金については厚生労働省、女性の社会進出支援については内閣府の男女共同参画局が扱っています。

そういう意味では、こうした課題がうまく総合的に進められているのかどうかという課題もあり、私も委員のご意見に賛同するところが多いです。

■委員長

はい、ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。

■委員

まず、この条例の名前はどうかなのかなというのは、実は最初から気になっていたところなので、今とてもいいなと思っていました。長くても、名前が長い法律はいっぱいありますから、長くても全然いいと私は思っています。ただ、あまりに長いとたぶん省略されて、何とか条例となると思うのですが、でもやはり趣旨を伝える意味では、私は長くてもいいと思っています。

それから、ちょっとモヤモヤと思ったのが、トイレです。トイレが今すごく問題になっていますよね。LGBTの方が、身体が男性だけでも女性のトイレに入ったりとかというときに、これから作るトイレについて施策を打ち出すのも一つの案かなと、ちょっとモヤモヤと思っていました。

ただ、やはり犯罪がすごく多い場所にもなってしまうので、その辺を考えながら。どこかの区の駅でしたか、駅員から見えるところにトイレを作ったので、入る人を随時監視できるような形にしておくといいみたいなのがあったりとか、私は弁護士なのでどうしても犯罪とかを考えてしまうのですが、そういうことがないように新しいものを作っていたら、品川区はすごくやったねというのが出るのかなと思って、今日皆さんのご意見を聞いておりました。感想めいてますけど、そんなところでしょうか。

■委員長

ありがとうございました。事務局のほうから何かありますか。

■事務局

トイレのあり方をどうしていくかというのは、今確かに区の中でも、施設整備をはじめとしてすごく大きな課題になっています。過去には男女別々のトイレのみというところではありましたが、LGBTの方や異性介護、ご夫婦での介護というのも増えておりますので、そういう意味で誰でも使えるトイレとして「だれでもトイレ」という名前をつけていますけれども、男女共用トイレというの、区としてもっと広く周知していかなければいけないのかなと思っています。

ただ、これについては私も本当に今必死で勉強しているところなのですが、なかなか情報が集まりにくくて、どういうトイレのあり方が正解なのかというのは、正直、今ここで具体的に示せる考えがございません。

この条例を検討する過程において、また条例をつくった後、「トイレのあり方ってみんなにとってどうあるのが一番いいのだろう」「どうしたらみんなが安心安全に使えるのだろう、気持ちよく使えるのだろう」というのを、ぜひ考えていくきっかけにしていきたいなというふうに思っています。

■委員長

はい、ありがとうございました。ほかにご発言ございますか。

■委員

先ほど、教育と健康は1位で総合的に125位ということでしたが、それで教育が喜んでいいのかなというわけでは全然なくて、お聞きしていて、やはり教育がジェンダーや性の多様性についてもっともっと役割を果たしていかないと、そこが上がっていかないのだろうと感じました。

学校や社会教育の役割の中に、ジェンダー平等を尊重する社会を支える意識の形成というのがありますけれども、我々はどこまで踏み込んで教えて、子どもたちに指導していくことになるのだろうというのが1つあります。

もう1つ、先ほどの苦情の関連からいきますと、区民の方々、ともに実現する条例という中でいきますと、各主体の役割に区民等の役割というのがあります。この役割は一体何なのだろうというふうに思いました。推進する、協力する、ということで果たして実現していく言葉なのかなというような、意味がちょっと伝わりづらいなという感じがしました。

■委員【松尾委員】

私は孫がいっぱいいまして、いろんな学校に行っております。学校によっては、「君」と「さ

ん」に分けているところと、すべて「さん」で呼んでいるところと、順番が名前順になっているところがあります。

今、品川区はそういう形にだいぶなってきたらいいと思っていて、制服なども中学生ぐらいになりますと、誰でも選べるということで、2年ほど前にある中学校の制服の選定の会議に出ましてですね。かわいそうだなと思ったのは、これは女性用と置いてあるのです。これは男性用ですと。では「じゃあ、そのズボンが誰がどうやって履いたらいいのですか」と質問したときに、最初は戸惑っていたみたいなのですね。でも、一つの流れとしてそういうのが作れば。

私がだいぶ前にPTA会長をやっていたときに「どうしてもスカートは嫌だ」という女の子のお子さんがいて、PTAの中でも相当もめました。でも「いいじゃないの、ズボンでも」とどこかのお母さんが言った途端、ポロッと変わりましたね。その子は今結婚して子どもを産んで、女の子ですけどね。「大学まで野球がやりたくて、ズボンがいいと言っていた」と本人は言いますが、そのときにわかってあげられていたら、もっと彼女に対して楽だったのかなと。

今、品川区では「さん」呼びで順列をつくらないというような形になってきたのは、ほとんどの学校がそうなのでしょうか。

■委員

そういうふうに行っていると思います。本校では、出席番号も男女混合ですし、すべて「さん」付で呼ぶようにしています。まず、そのぐらいから教育の中に入れていくと、わかっていくのではないかなと思います。

■委員長

ありがとうございます。教育についてのご意見が出ましたけれども、教育総合支援センター長からは何かご意見ございますか。

■事務局

補足になりますが、子どもたちを「さん」付けで呼ぼうというのはもう10年ぐらいかけて、だいぶ浸透させてきています。

そういった意味で、男女の区別なくというか、そういう取組みは学校の中で続けています。

あと、標準服の件では中学校、義務教育学校後期課程に多いと思うのですが、標準服として女性でもスラックスタイプを選べますということで、あらかじめ示している学校が15校中14校あります。今は、男性用・女性用という言い方もしていなくて、Aタイプ・Bタイプとか、1タイプ・2タイプとかという形で選べるようになっています。

残り1校については、校舎改築も近づいているので、そこに合わせて標準服を変えていこうというような動きで進んでいるところです。

それから、毎年12月に人権ポスターとか人権標語の展覧会を行ってまして、人権啓発課

と一緒にやっているのですけれども、子どもたちのポスターや絵とかを見ていても、男だからとか、女だからとかではなくみたいなポスターだったりとか標語だったりとかが増えてきたな、この2、3年ですごく増えたなという印象があります。

それだけ子どもたちの意識も変わってきていますし、指導している先生たちも意識的に教育活動を進めているなというふうに感じていますので、今回この条例ができ上がったときには、学校の中でも浸透していけるように、こちらとしても尽力していきたいなというふうに考えています。

■委員長

はい。ありがとうございます。事務局から何か追加はございますか。

■事務局

先ほどの区民等の役割について、この中で見比べたときに、まだ若干わかりづらい部分が残っていらっしゃるというご意見いただきました。

また、条例について、こういう名称ではどうかというご提案をいただいたのですけれども、仮にその名称をそっくり使わせていただいた場合、「女性や多様な性を尊重することにより、誰もが公平な社会」というのをまず定義づけていく必要があると考えています。仮にですが、それがこの1枚目に示した最後の部分、「区として目指す姿」と重なるのであれば、それをこそ目指す姿として、区、区民等、教育関係者、事業者等がそれぞれ何を果たしていくかというのは、具体化していく必要があるというふうにご意見を聞いていて思いました。ありがとうございます。

■委員

私も教育という文脈で少し伺いたいなと思ったのが、先ほど学校生活の中で制服のお話があったのですが、ジェンダーの平等と多様性を尊重する社会を支える教育というのと、その上のリプロダクティブ・ヘルスのところで伺いたいなと思ったのが、例えば、学校生活の中で性教育がどうなっているのかとか、あとは、初めての生理が来るタイミングとかだと、たぶん学校側が結構対処しているのか、家庭でやるのかわからないですけど、学校でできることが十分にできているのかとか、あるいは思春期になったときに、自分の性、ジェンダーアイデンティティとか性的指向とかで悩んでいるお子さん、学生の子どもたちに対してスクールカウンセラーとかがどれぐらい整備されているのかとか、学校の制度や設備とかでできることとして箇条書きで上げていったときに、品川区はできているのかとかという、その辺も伺いたいなというふうに思いました。

さっきの文脈で言うと、トイレって、学校だと男女しかないのかなという理解なのですが、それで合っていますかという質問です。

■事務局

はい、多くのご質問ありがとうございました。

まず、性教育についてですけれども、学習指導要領で定められた範囲の中で、各社教科書もありますので、その中で行っています。基本的には、小学校だと体育の保健領域ですとか、中学校だと保健体育の保健分野の中で学ぶのが中心になってきますが、最近、包括的性教育という言葉方もしており、例えば、家庭科とかで家庭の役割とか、理科では性行為そのものは扱わないことになっているのですけれども、胎児がお母さんの母体の中で大きくなっていくような学習などは行ってきています。また、生理についても、保健の中で学習することになっています。

トイレについては、男子用・女子用とあるのですが、最近の学校は、だれでもトイレといますか、多目的トイレという形のものも新改築にあわせて用意するようにしているところです。

■委員

ありがとうございます。性教育というところで、全体に対して一部ではあるのですけれども、結局、性行為とか性教育の正しい知識がなく、例えば、中学生、高校生とかで妊娠してしまった場合に、今現状ではたぶん女の子のほうで退学になったりとか、おろすとか、それでも男の子と連絡が取れないみたいなのが、現状としてはそうなのかなと思います。なので、私個人としてはやはりもう少し踏み込んだ性教育を学校でやるべきなのか、家庭でやるべきなのかという議論がたぶんずっとあるとは思いつつも、もう少し学校側でできることというのがあったほうが、家庭ではやってくれない子どもたちにもリーチできると思うので、そういうところはもう少しやりたいなと思っています。それが最終的にはこの5つ目の性と生殖に関する健康と権利の第一歩目を進む中高生の子どもたちに届くのかなというふうに思いました。ただ、全体の中では、一部だと思うのですけれど。

■事務局

はい、補足ですが、今お話しいただいた、例えば、性被害とか性暴力を予防する教育ということで、文部科学省から各校に通知が行ってしまして、「生命の安全教育」という名称で、幼稚園児から高校生まで教材があるのですけれども、我々だと小学校、中学校用の教材も用意されていて、各校で指導することになっています。

低学年だと、例えば水着で隠れている部分は見せちゃいけないところだよとか、そういったところから、中学生ぐらいになると、お互いの距離感、踏み込まれたくない距離というのがあるとか、今そういった指導をしていて、スライドの資料ですとか、また教師用の指導書といったものも用意されているので、性被害とか性犯罪を防ぐということで、まず今年は全校でこれに取り組んで行っているところです。

■委員長

はい、ありがとうございます。私からも質問させていただいていいですか。

まず、禁止事項のところなのですが、いわゆる配偶者暴力（DV）、ハラスメント、性別等を理由とした差別などの人権侵害とあるのですけれども、今出ていたようないわゆる性暴力、性犯罪に該当する行為これに含まれるというふうに考えてよろしいのでしょうか。この例示のところにもう少し書き込んだほうがいいのかなど。今いろいろ伺いながら、そんなふうにしたのが1点です。

それから3枚目のところです。行動計画と総合実施計画というのが、多様な参画の促進というところに出てくるのですが、今『男女共同参画のための品川区行動計画（マイセルフ品川プラン）』が10年計画で実施されていますけれども、それがここでいう行動計画というふうに考えてよろしいわけですね。

それで、今年ちょうど行動計画実施から5年たって見直し検討の時期でもありますが、総合実施計画に目標35%、40%と出てくる指標と、行動計画のそれとはどういう関係にあるのかを確認させていただいてよろしいでしょうか。

■事務局

はい。ご質問ありがとうございます。

まず、性暴力、性犯罪についてですけれども、配偶者暴力については、性的な暴力については想定していたのですけれども、いわゆる性犯罪については、禁止事項として掲げていけることなのかどうか、もう一度他区の条例を調べてまいります。

あともう一つ、総合実施計画と行動計画における数値の関係性なのですけれども、率直に申し上げますと、行動計画では、令和5年度、つまり今年度までに、委員の女性委員の割合を40%にすると定めているのですけれども、この間ずっと30%台前半で推移をしまして、後に策定された総合実施計画の中で数値が下方修正されたというところがございます。

なので、令和11年度までに40%というふうに冒頭ご説明したのですけれども、そもそも行動計画では本年度までに40%だったというところは、私ども決して忘れておりませんので、これを肝に銘じて促進していかなければいけないと思っております。

■委員長

はい、わかりました。そもそもこの条例は、このマイセルフ品川プランと一応連動しているということによろしいのですよね。

■事務局

はい。委員長おっしゃるとおり、現行の『男女共同参画のための品川区行動計画（マイセルフ品川プラン）』がここで言う行動計画としてみなすものになりますので、その認識でございます。

もう1点補足させてください。先ほどの役割のところ、それぞれの役割の中で何をしてい

くかという具体の行動についてなのですけれども、現行の行動計画の中に、それぞれ事業所に求める数値目標ですとか、それから、それぞれ区の所管において計画目標に対して何をしていくかという細かな事業が定められておりますので、条例だけではなく、計画の中でも各役割に基づく行動というのは具体化できるように工夫してまいりたいと思っております。

■委員長

はい。ありがとうございます。ほかにご質問ございますか。

■委員

先ほどご指名を受けましたので、条例のタイトルに関するご提案は素晴らしいと私も思いました。それをベースに考えたのですけれども、少しだけ修正しましたのでご紹介させていただきます。

「女性や多様な性を尊重し合い、誰もが公平な社会を実現するための条例」

ほんの少しだけ短くなったような気もしますが。もう1回言いますね。

「女性や多様な性を尊重し合い、誰もが公平な社会を実現するための条例」です。

■委員

「ともに」を入れたほうがいいような気がします。区はずっと何年も「協働」という概念を推進してきていて、「ともに」は3文字ぐらい長くても僕は入れるべきだと思っています。

本区は長年「協働」ということを区長からずっと言ってきています。協働とは何かというと、区のほうも市民、区民とともによいくの実現に対して、補完性の原理を発揮して行っていくということをずっと標榜していたと思うのです。これがまさに「ともに」だと思います。補完性の原理も日本型ではなくヨーロッパ型の考え方という形でやっていければいいなというので、この「ともに」は入れたいと思います。

■委員

私も「ともに」というのは、消したいわけではなくて、その部分のニュアンスを「し合い」という言葉に込めれば1つになっていいのではないかと思ったので、ご提案した次第です。補足です。

■委員

本当にそう思いました。「し合い」にそういうのが含まれていると思います。でも、強調したほうがよければ。

■委員

「し合って」「ともにやる」ほうがいいと思います。

■委員

私も「し合い」がすごくいいなと思ったのが、さっきの文脈ででたトイレの話で、私の目から見ると、今まで女性のためと思ってやってきたフェミニストの方々と性の多様性を尊重したい方々のアライがすごくいがみ合っているのが、このトイレ問題だと思っています。私はフェミニストでもあるしアライでもあるしという意味から、それをすごく悲しいなと思ってきたので、「し合い」という、どっちかが上だからどうこうとかというのではなくしていきいたいなというところで、「し合い」はすごくいいなと思いました。

■委員

タイトルはもう踏み込まないで大丈夫なのですが、トイレの話は、具体的にトイレをこうしようというところまで条例に書くのは結構大変かなと思ったのです。

トイレって、正解がないとグローバルでも言われていて、世界でも今途上にあるので、そこで言われているのは、やはり合理的配慮という言葉が結構使うところが今多いかなと。

完璧なものを目指すというところまでまだたどり着いていないけれど、そこに向けてみんなでこうしていこうというプロセスだと思うので、どこかにそういう言葉が入ると、その言葉を拾って、トイレの計画をつくっていくときに反映されていくのかなあと思います。

それが「し合い」にもすごく繋がるかなと。合理的配慮というのが、お互いに「こころ辺じやない？」という落としどころを見つけるというか、そういう言葉が1つあるといいかなと。具体策にもつながるし、でもより具体的すぎない感じとして思いました。

■委員

なんだかすごく好きな感じの話し合いでうれしいです。否定し合わないですよ。

思ったのは、本当に正解が一つじゃない時代を私たちは今生きているですよ。経営していて、うまくいったと思った瞬間にもう陳腐化していくみたいな、大事なことは変わらないのだけれども、そのやり方っていうのがどんどん変わっていくという。トイレの問題もきっとそうで、正解がないからこそ、常にそれに向かっているというそのスタンスがすごく大事なので、さっきトイレの話が出たときに、パッと思ったのはトイレチャレンジ100とかいって、どんどんどんどん違うトイレをいろんな意見をもとに作って行って、品川区はこれからこの多様性の時代を生き抜くためのいろんなアイデア満載だよみたいなことを、1つの象徴としてやれたら面白いななんていうことを、本当に戯言ですけども、思いました。

でも、何かで印象に残るっていうか、品川区ってすごいなと思わせるようなことはできるのかなと思ったので、口を挟みました。

■委員長

ありがとうございます。

タイトルのことで、私から一言申し上げたいことがあります。

近年「公平」が注目されていますが、平等が全部意味がないわけではなく、これまでの憲法に基づくジェンダー平等実現に関する様々な取組もありますので、やはり平等というのはタイトルに入れてもいいのではないかというふうに私は思います。

2021年アメリカのバイデン政権が発足して「ジェンダー公平と平等に関する国家戦略」というのを策定しているのです。

なので、これに倣ってではありませんが、条例のタイトルにも、「平等で公平」とか、「公平で平等」といった言葉を入れたほうが、座りがいいのかなという気がしました。

■委員

それはいいと思いました。

■委員長

「平等」もタイトルに入れた方がいいのではないか、そんなことを思いましたので、一言申し上げました。

■委員

いいと思います。文言って、どう読む人に伝えるかというところで、例えば、今回つくる条例の一つひとつの文言の中で、みんながイメージできて同意形成ができるということがたぶん最大の到達点だと思うので、そういう意味では一つひとつのエレメントの文言にも心を砕いて作っていくといいのかなというふうに思いました。これが1点です。

2点目は、ここで発言するのはおかしいかもしれないですけども、このジェンダー平等の条例ができた暁にはですね、小学生の低学年、もしくは幼稚園の年長さんぐらいまでが読んでわかるようなダイジェストでいいので、簡単なメッセージ性を持った「ジェンダー平等の条例ができたよ」「こういうことだよ」と表せるような、広く万民がわかりやすい形のリーフレットがあったらいいなというふうに思いました。

3つ目は、知らないのかと怒られそうなのですが、今の学校の性教育って、男女一緒に行われていますか。それとも、僕らが中学の時には女性だけがどこかに集められて、男の子はドッチボールして遊んでいる間に秘密の話があったみたいなことがあったのですが、今はどうなのでしょう。

結論から、僕の思いから言ってしまえば、ここを一緒にできないようでは、男女平等は100万年先かなというふうに思いました。

■委員長

この点について、教育総合支援センター長からご意見をお願いします。

■事務局

まず、リーフレットについてですけれども、条例ができたときには、子どもたちにもわかりやすいものがないかどうか、人権啓発課とも一緒にやっていきたいと思います。

あとは、性教育の実態ですけれども、体育の授業も男女共修できるものはやっという動きが今あります。なので、特に保健分野ですけれども、そういったものも男女一緒に学んでいる学校もあるのではないかなと思います。今手元に細かなデータがないのですけれども、実際に小学校の現場に聞ければいいなというふうに思っています。ありがとうございます。

■委員

性教育関連については、小学校では基本的には一緒にやっています。

私は、学校保健部という、主に養護教諭の先生たちが集まって研究している部会の担当もして、昨年度そこで性教育を扱った研究部では、小学校と中学校の両方で男女一緒に授業を受けました。これにはすべての養護教員が参加しているので、そのあとの成果等については今後広がっていくのではないかなと思っています。今どこまで行われているかという実態はよくわからないのですけれども、着実にそうなるという感じはしています。

■委員

ありがとうございます。さっきの性教育の話だと、おっしゃるように一緒にやるというのは大前提なのかなという気もするので、内容はともかくとして、例えば、男だからこういう内容を受けるべき、女だからこういう内容であるべきとなったときに、ジェンダーアイデンティティが違う方だと「あれ、受けてない」みたいな形になることももちろんあると思いますし、お互いがお互いのことを知らない、性暴力とか、妊娠したら結局どちらに身体の負担があるのかとかという知識がないまま、でも何かが行われるとかというのを防ぐためには絶対必要かなと思うので、内容とどういうふうに行われているのかをすごく必要だなと思います。

あと、ジェンダーアイデンティティとか性的指向に悩む思春期の子どもたちの自殺率が高いことに、私は個人的にすごく心を痛めているので、スクールカウンセラーなのか、そのときに相談できる相手なのかを学校に置くのか、外部に置くのか、出張授業とかで専門の方が行って、その方にいつでもコンタクトがとれるようにするのか、そういったことはやっぱりあるべきだなと思うので、今現状がどうなのかがちょっとわからないですけども、そういったことはぜひ進めていきたいなというふうに思いました。これが1つ目です。

あと2つ目が、少し外れてしまうのですが、先ほどトイレの話でベストの回答がないというのはおっしゃるとおりだし、私もまだどっちの意見もいろいろわかるなと思ったのですけども、たぶん明確にしなくてはいけないなと思ったのは、それに基づいて、誹謗中傷なり、ヘイトが起きるといのが、たぶん今結構起きてしまっている、それに関して明確なものを入れたいというふうには思っています。たぶんこの人権侵害の中に誹謗中傷とかヘイトというのが入るのかどうかという質問が2点目です。

あと3つ目が、この基本理念の一番上の人権侵害の根絶というのは、ここに置くのがいいの

か禁止事項に置くのがいいのかがわからなかったので、もしこれを禁止事項において、品川区には人権尊重都市品川宣言があるぐらいだから人権を強調したいというのであれば、根絶という言葉ではなくて、尊厳を持ってとか、プラスの方向での人権の尊重みたいな形に変えるとかもありなのかなというふうに思っています。

■委員長

事務局から何かございますか。

■事務局

はい。ご質問ありがとうございます。

ヘイトスピーチが人権侵害に当たるのかということについて、人権侵害事案に該当するかどうかは個別の事案を見て判断しているところではあるのですが、LGBTQの方を社会から排除しようとするようなスピーチであれば、それはヘイトスピーチになるかと私は認識しております。ヘイトスピーチですとか、誹謗中傷につきましては、これは人権侵害の範疇に入っております。

もう一つ、人権侵害の根絶としていますが、尊重とか少し前向きな表現にというところで、そのような表現を使っている区も参考資料の中に確か記載されていたと思いますので、表現のほうは検討してまいりたいと思います。

■事務局

学校でのカウンセリングについてですが、今スクールカウンセラーが週に1回、各校に配置されています。

そこでももちろん相談ができますし、日常的には例えば養護教員に相談するとかもできます。最近では、先生方も理解があるので、一番話しやすい担任の先生なのか、学年主任なのか、そういったところにも相談はできます。

学校の中では、先生が1人で抱え込むのではなく、チームでその子をどう支援していくか、支えていくかということで連携を進めているところですので、ご安心いただければと思います。

■委員長

はい。ありがとうございます。そうしましたら、そろそろ校了時間になりますけれども、最後にこれは言っておきたいという方はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫ですか。

それではたくさんのご意見をいただきまして、本日はありがとうございました。

いただいたご意見を整理しまして、まとめたものを次回ご提示させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局より、第4回第5回の日程について、ご連絡をお願いいたします。

■事務局

資料5、検討委員会の開催予定をご覧いただければと思います。A4縦型です。

第4回と第5回につきましては、12月ということでご案内をしておりましたが、日時までは未定の状態でした。委員の皆様にご都合のよろしい日時を回答いただきまして、照らし合わせましたところ、第4回を12月4日月曜日の15時から17時、それから第5回を12月18日同じく月曜日の15時から17時、場所はいずれも調整中ですが、第4回はパブリックコメントの結果報告と答申案についての検討、そして第5回に答申が行えればと考えているところでございます。説明は以上になります。

■委員長

ありがとうございます。第4回と第5回は12月ですね。

次回は8月30日水曜日です。今度は午前中ですね。

最後に事務局を代表して、総務部長よりご挨拶をお願いいたします。

■事務局

本日も活発なご議論いただきまして、ありがとうございます。

また、条例の名称についても、いろいろアイデアをいただきまして、本当にありがとうございました。

先ほどの話の中にもありましたが、やはりマイノリティの、ジェンダー・ギャップ指数とか女性の観点をどう入れていくのかということも含めて、様々ご意見をいただきましたので、このあと整理をして、次回以降に向けてまたお示ししたいと思います。

今回で理念ですとか、盛り込むべき考え方、各主体の役割ですとか、そういったものも一巡して整理ができましたので、改めて全体をお示しして、また再度ご意見を賜れればと思ってございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

■委員長

それではこれで本日の委員会を閉会いたします。

皆様お忙しい中、本日はありがとうございました。

次回もどうぞよろしくお願いいたします。